

裁 判 官 会 議 議 事 録

- 1 日時 令和4年12月16日(金)午後4時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室(18階)
- 3 出席者 別紙令和4年度後期裁判官会議出席者名簿のとおり
- 4 付議事項 別紙令和4年度後期裁判官会議付議事項のとおり
- 5 議事の進行

事務局長

本会議の成立宣言

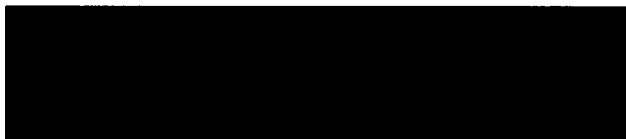
議長(長官)

説明者(事務局長)

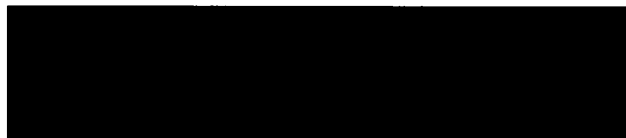
- (1) 開会宣言
- (2) 第1議案報告
- (3) 第2議案上程・承認
- (4) 第3議案上程・承認
- (5) 閉会宣言

令和4年12月27日

事務局長



議 長



【機密性2】

(別紙)

令和4年度後期裁判官会議出席者名簿

1 裁判官会議構成員

東京高等裁判所長官	中村 慎
東京高等裁判所事務局長	和波 宏典
東京高等裁判所判事（第1民事部）	志田原 信三
	影浦 直人
	瀬戸 啓子
	田中 孝一
	吉田 純一郎
	清野 英之
東京高等裁判所判事（第2民事部）	渡部 勇次
	鈴木 尚久
	湯川 克彦
	山口 和宏
	齋藤 大
	澤田 久文
東京高等裁判所判事（第4民事部）	鹿子木 康
	田原 美奈子
	頼 晋一
	田中 正哉
	五十嵐 浩介
東京高等裁判所判事（第5民事部）	木納 敏和
	真辺 朋子
	森 剛
	上原 卓也
東京高等裁判所判事（第7民事部）	矢尾 和子

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第8民事部）

古 閑 裕 二  
藤 井 聖 悟  
三 輪 恭 子  
三 角 比 呂  
岡 野 典 章  
作 原 れい子  
川 淵 健 司  
知 野 明  
大 畑 道 広

東京高等裁判所判事（第9民事部）

小 出 邦 夫  
河 村 浩  
鈴 木 和 典  
佐々木 健 二  
塩 谷 真理絵

東京高等裁判所判事（第10民事部）

高 橋 讓  
菅 家 忠 行  
有 賀 直 樹  
下 嶋 崇  
家 原 尚 秀  
石 井 芳 明

東京高等裁判所判事（第11民事部）

大 竹 昭 彦  
原 克 也  
武 田 美和子  
神 野 泰 一  
土 屋 毅  
押 野 純

東京高等裁判所判事（第12民事部）

森 英 明

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第14民事部）

井出弘隆  
矢口俊哉  
坂本康博  
西村真人  
石井浩  
塚原聡  
西理香  
秋元健一

東京高等裁判所判事（第15民事部）

中村也寸志  
三村義幸  
武藤貴明  
餘多分亜紀  
元芳哲郎

東京高等裁判所判事（第16民事部）

岩井伸晃  
齊藤頭  
森岡礼子  
園部直子  
榎本光宏  
糸井淳一

東京高等裁判所判事（第17民事部）

吉田徹  
橋本英史  
林俊之  
田中一隆  
石田憲一

東京高等裁判所判事（第19民事部）

小林宏司  
前田英子  
鈴木順子

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第20民事部）

田中秀幸  
山城司  
青木裕史  
吉岡大地  
村上正敏  
内堀宏達  
中山雅之  
鈴木拓児  
篠原礼

東京高等裁判所判事（第21民事部）

本田能久  
神野律子  
須賀康太郎  
吉田光寿  
中野達也

東京高等裁判所判事（第22民事部）

相澤哲  
本多哲哉  
加藤聡  
内田めぐみ  
宇田川公輔

東京高等裁判所判事（第23民事部）

舘内比佐志  
渡邊和義  
河合芳光  
三上乃理子

東京高等裁判所判事（第24民事部）

増田稔  
小海隆則  
鈴木博  
遠藤東路

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第1刑事部）

清水克久  
日暮直子  
貝阿彌亮  
島田一  
水野将徳  
丹羽芳徳  
櫻井真理子

東京高等裁判所判事（第2刑事部）

大善文男  
青沼潔  
仁藤佳海  
安東章

東京高等裁判所判事（第3刑事部）

榆井英夫  
渡辺美紀子  
下山洋司

東京高等裁判所判事（第4刑事部）

大野勝則  
任介辰哉  
安藤祥一郎  
佐脇有紀  
有賀貞博

東京高等裁判所判事（第5刑事部）

伊藤雅人  
島戸純  
江見健一  
伊藤ゆう子

東京高等裁判所判事（第6刑事部）

石井俊和  
杉山正明  
西野牧子  
梶山太郎

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第8刑事部）

近藤宏子  
足立勉  
横山泰造  
三上孝浩  
江口和伸

東京高等裁判所判事（第10刑事部）

細田啓介  
野口佳子  
佐藤卓生  
駒田秀和  
高橋正幸

東京高等裁判所判事（第11刑事部）

三浦透  
菱田泰信  
結城剛行  
河畑勇

東京高等裁判所判事（第12刑事部）

田村政喜  
水上周  
室橋雅仁  
白石篤史  
市原志都

知的財産高等裁判所判事（第1部）

大鷹一郎  
小川卓逸  
遠山敦士

知的財産高等裁判所判事（第2部）

本多知成  
浅井憲  
中島朋宏

知的財産高等裁判所判事（第3部）

東海林保健  
中平健

【機密性2】

知的財産高等裁判所判事（第4部）

都野道紀  
菅野雅之  
本吉弘行  
中村 恭  
岡山 忠 広

2 その他

東京高等裁判所民事首席書記官  
東京高等裁判所刑事首席書記官  
東京高等裁判所事務局人事課長  
東京高等裁判所事務局会計課長  
東京高等裁判所事務局管理課長  
知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官

關澤直人  
横山真幸  
松本茂一  
黒澤 剛  
伊藤 竜太郎  
坂本 正 則



令和 4 年度後期裁判官会議付議事項

第 1 議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項 . . . . . 1 ～ 3

第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づき承認を  
求める事項 . . . . . 4 ～ 1 1

第 3 議案

令和 5 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務  
の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政  
事務の代理順序に関する定めについての事項 . . . . . 1 2 ～ 3 7

第1議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項

長官に委任された司法行政事務

総務課分掌事務

裁判官会議その他の会議の庶務に関する事項

裁判所の長の庶務に関する事項

機密に関する事項

渉外に関する事項

自動車の配車に関する事項

公印の保管に関する事項

文書の接受、作成、発送、保存及び廃棄並びに文書事務の管理に関する事項

通知、報告等に関する事項

文書事務に関するその他の事項

司法行政文書の開示に関する事項

司法行政事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項

情報システムの管理、情報セキュリティ対策及び情報化に関する事務の連絡調整に関する事項

広報に関する事項

図書及び資料（以下「図書資料」という。）の収集その他の資料事務に関する事項

図書資料の受入れ、整理、保管、閲覧及び参照に関する事項

資料室の管理運営に関する事項

裁判官の秘書的事務に関する事項

人事課分掌事務

人事に関する計画、連絡、報告等に関する事項

裁判官及び一般職員の人事に関する事項

- 1 試験、選考等に関する事項
- 2 任免、補職その他の人事異動に関する事項
- 3 服務、分限、懲戒等に関する事項
- 4 人事記録に関する事項
- 5 給与に関する事項
- 6 退職手当等に関する事項
- 7 公務災害補償に関する事項
- 8 給与簿に関する事項

職員団体及び苦情処理に関する事項

保健、安全保持及び厚生に関する事項

考課、研修、表彰、レクリエーションその他の勤務能率の発揮及び増進に関する事項

会計課分掌事務

会計に関する計画、連絡、報告等に関する事項

予算及び決算に関する事項

歳入の徴収に関する事項

歳出の支出に関する事項

保管金に関する事項

物品及び役務の調達に関する事項

物品の出納、保管及び処分に関する事項

自動車の運転及び維持管理に関する事項

庁舎その他の施設の整備等の営繕に関する事項

## 機密性2

国有財産の管理に関する事項

会計監査に関する事項

会計に関する法規の解釈及び質疑に関する事項

不正事件その他の会計関係事故の報告に関する事項

民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項

押収物等の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事項

### 管理課分掌事務

庁舎その他の施設の管理及び安全保持に関する計画、連絡、報告等に関する事項

警備、設備、清掃等の業務の委託に関する事項

役務作業に関する事項

文書の使送に関する事項

電話の交換に関する事項

通話記録に関する事項

電気及び機械の設備の運転管理に関する事項

環境衛生に関する事項

庁舎その他の施設の警備に関する事項

火災及び盗難の防止に関する事項

機密性 2

## 第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づき承認を求める事項

令和 4 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め（令和 3 年 1 2 月 1 7 日裁判官会議決議）の一部改正

上記の定めについて、別紙第 1 及び別紙第 2 のとおり一部改正した。

(別紙第 1)

令和 4 年度前期裁判官会議 (令和 4 年 6 月 2 4 日開催) の翌日から令和 4 年 1 2 月 1 6 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 4 条の規定に基づく応急の措置として、令和 4 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め「(別表 1) 東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(令和 4 年 7 月 5 日現在)

削除	(総) 若 園 敦 雄 (第 1 刑事部、第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	東 亜由美 (第 4 民事部)
	篠 原 康 治 (第 1 4 民事部、第 4 特別部)
	小森田 恵 樹 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	水 野 将 徳 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	丹 羽 芳 徳 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	櫻 井 真理子 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
配置	(総) 島 田 一 (第 1 刑事部)
	(兼) (総) 近 藤 宏 子 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	(兼) 足 立 勉 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	(兼) 横 山 泰 造 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	(兼) 三 上 孝 浩 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)
	(兼) 江 口 和 伸 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(令和 4 年 7 月 8 日現在)

削除	藤 岡 淳 (第 2 3 民事部)
	(兼) (総) 高 橋 譲 (第 2 3 民事部)
配置	(総) 館 内 比佐志 (第 2 3 民事部)

機密性 2

(令和 4 年 7 月 1 1 日現在)

配置 宇田川 公 輔 (第 2 2 民事部)

(令和 4 年 7 月 1 5 日現在)

削除 寺 澤 真由美 (第 2 刑事部)

景 山 太 郎 (第 1 2 刑事部)

配置 青 沼 潔 (第 2 刑事部)

(令和 4 年 7 月 2 5 日現在)

配置 坂 本 三 郎 (第 4 民事部)

堂 菌 幹一朗 (第 1 5 民事部、第 1 特別部)

市 原 志 都 (第 1 2 刑事部)

(令和 4 年 8 月 2 日現在)

削除 富 澤 賢一郎 (第 7 民事部、第 2 特別部)

配置 郡 司 英 明 (第 1 4 民事部、第 4 特別部)

福 島 直 之 (第 1 1 刑事部)

(令和 4 年 8 月 8 日現在)

削除 伊 藤 一 夫 (第 2 2 民事部)

配置 石 井 芳 明 (第 1 0 民事部)

(令和 4 年 8 月 2 7 日現在)

削除 (総) 定 塚 誠 (第 2 1 民事部、第 3 特別部)

配置 (兼) (総) 高 橋 讓 (第 2 1 民事部)

(令和 4 年 9 月 1 日現在)

削除 (総) 中 村 慎 (第 3 特別部)

堂 菌 幹一朗 (第 1 5 民事部、第 1 特別部)

配置 (総) 武 笠 圭 志 (第 3 特別部)

(兼) 武 笠 圭 志 (第 9 民事部)

(兼) 下 山 洋 司 (第 2 刑事部)

機密性 2

(令和 4 年 9 月 5 日現在)

削除 坂本三郎 (第 4 民事部)  
福家康史 (第 2 刑事部)  
配置 寺澤真由美 (第 2 刑事部)

(令和 4 年 9 月 16 日現在)

削除 菊池憲久 (第 5 民事部、第 3 特別部)  
今井和桂子 (第 17 民事部、第 3 特別部)  
石井伸興 (第 5 刑事部、第 5 特別部)  
(兼) (総) 高橋 讓 (第 21 民事部)  
配置 (総) 永谷典雄 (第 21 民事部、第 3 特別部)

(令和 4 年 9 月 22 日現在)

削除 (総) 平田 豊 (第 12 民事部)  
(総) 武笠圭志 (第 3 特別部)  
(兼) 武笠圭志 (第 9 民事部)  
配置 (総) 森 英明 (第 12 民事部、第 4 特別部)  
(総) 中村 慎 (第 3 特別部)

(令和 4 年 10 月 1 日現在)

削除 (兼) 下山洋司 (第 2 刑事部)

(令和 4 年 10 月 3 日現在)

配置 (兼) 白石篤史 (第 2 刑事部)

(令和 4 年 10 月 14 日現在)

削除 (総) 矢尾 涉 (第 17 民事部、第 3 特別部)  
松田典浩 (第 17 民事部、第 3 特別部)  
福島直之 (第 11 刑事部)  
配置 (総) 吉田 徹 (第 17 民事部、第 3 特別部)

(令和 4 年 11 月 30 日現在)



機密性 2

削除

堀田次郎（第7民事部、第2特別部）

石垣陽介（第23民事部）

小森田恵樹（第1刑事部）

松本圭史（第6刑事部、第4特別部）

配置

林俊之（第17民事部、第3特別部）

(別紙第2)

令和4年度前期裁判官会議(令和4年6月24日開催)の翌日から令和4年12月16日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程14条の規定に基づく応急の措置として、長官に差し支えがあるときの代理順序について、次のように指名した。

(令和4年7月1日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 讓 部総括判事

第2順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第5順位 第21民事部 定塚 誠 部総括判事

第6順位 第17民事部 矢尾 渉 部総括判事

第7順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第8順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

第9順位 第4刑事部 大野 勝則 部総括判事

第10順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

(令和4年9月9日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第2順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第5順位 第17民事部 矢尾 渉 部総括判事

第6順位 第14民事部 石井 浩 部総括判事

第7順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第8順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

第9順位 第4刑事部 大野 勝則 部総括判事

第10順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

(令和4年10月14日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり  
指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第2順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第5順位 第14民事部 石井 浩 部総括判事

第6順位 第16民事部 岩井 伸晃 部総括判事

第7順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第8順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

第9順位 第4刑事部 大野 勝則 部総括判事

第10順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

### 第 3 議案

令和 5 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

#### 第 1 章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表 1 のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

#### 第 2 章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表 1 に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表 2 のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

#### 第 3 章 裁判事務の分担

##### 第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所

##### 1 民事部

第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 1 2 民事部まで、第 1 4 民事部から第 1 7 民事部まで及び第 1 9 民事部から第 2 4 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第 1 0 民事部、第 1 1 民事部、第 1 2 民事部及び第 1 4 民事部が、(10)から(15)

## 機密性 2

までの事件は、第 10 民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件及び第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。）
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第 97 条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 57 条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第 20 条第 1 項及び第 4 項並びに家事事件手続法第 274 条第 1 項による調停事件

## 2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成 16 年法律第 119 号。以下「設置法」という。）第 2 条第 1 号所定の事件
- (2) 設置法第 2 条第 2 号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に

関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第 2 条第 3 号所定の事件 ((1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
- (4) 設置法第 2 条第 4 号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件 (知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

## 第 2 節 刑事部

第 1 刑事部から第 1 2 刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (以下「医療観察法」という。)に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第 4 2 8 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

## 第 3 節 特別部

第 1 特別部から第 5 特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第 1 特別部  
海難審判法第 4 4 条の事件
- 2 第 2 特別部  
人身保護法第 4 条の請求に関する事件
- 3 第 3 特別部

## 機密性 2

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 85 条又は第 86 条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 109 条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 95 条の 5 の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 85 条第 1 号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第 2 号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第 85 条の 2 に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第 107 条及び第 108 条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第 95 条の 3 及び第 95 条の 4 の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟の控訴事件

### 4 第 4 特別部

- (1) 裁判所法第 16 条第 4 号の事件
- (2) 裁判官分限法第 3 条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第 127 条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第 36 条又は第 38 条の事件
- (5) 弁護士法第 16 条又は第 61 条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 60 条の事件

### 5 第 5 特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件



- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第 2 節 1 から 4 までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第 1 特別部から第 5 特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第 4 2 8 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが 70 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70 センチメートルを超え 140 センチメートル以下のものと 140 センチメートルを超えるものとの区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第10民事部、第11民事部、第12民事部及び第14民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第10民事部、第11民事部、第12民事部及び第14民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に

分配する。

## 2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、原審記録の重量が 2.5 キログラム未満、5.0 キログラム未満、15.0 キログラム未満、25.0 キログラム未満、50.0 キログラム未満及び 50.0 キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が 5.0 キログラム未満、15.0 キログラム未満及び 15.0 キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち 1 箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (執務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が 25.0 キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

## 機密性 2

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

### 3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部及び刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

### 4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

### 5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立

て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第 1 2 条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6(1) 第 10 民事部が担当する第 3 章第 1 節 1 の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の 1 件として計算する。

(2) 第 3 特別部が担当する第 3 章第 3 節の 3 の(4)から(8)までに掲げる事件は、1 の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において 1 件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第 12 条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

#### 第 5 章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表 3 のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

#### 第 6 章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表 1 に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この定めは、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この定め第 4 章 2 の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに 4 の規定にかかわらず、当分の間、第 7 刑事部及び第 9 刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたる時は、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

## 東京高等裁判所裁判官配置表(令和5年1月1日現在)

民 事 部																	
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官						
第1民事部	総	志影瀬田吉清	田浦戸中野	原直啓孝純英	信三人子一郎之	第10民事部	総	高菅有下家石	橋家賀嶋原井	忠直尚芳	讓行樹崇秀明	第19民事部	総	小前鈴田山青吉	林田木中城木岡	宏英順秀裕大	司子子幸司史地
第2民事部	総	渡鈴湯山齋澤	部木川口藤田	勇尚克和久	次久彦宏大文	第11民事部	総	大原武神土押	竹田野屋野	昭克和美泰	彦也子一毅純	第20民事部	総	村内中鈴篠寺	上堀山木原田	正宏雅拓利	敏達之児礼彦
第4民事部	総	鹿田頼田五十	子原中嵐	木美晋正浩	奈子一哉介	第12民事部	総	森酒井矢坂西	井出口本村	英良弘俊康真	明介隆哉博人	第21民事部	総	永本神須吉中	谷田野賀田野	典能律康光達	雄久子郎寿也
第5民事部	総	木和真森上	納久辺原	敏道朋卓	和雄子剛也	第14民事部	総	石塚西秋郡	井原元司	理健英	浩聡香一明	第22民事部	総	相本加内宇	澤多藤田川	哲めぐ公	哲哉聡み輔
第7民事部	総	矢古藤三	尾閑井輪	和裕聖恭	子二悟子	第15民事部	総	中三武餘元	村村藤分芳	也義貴亜哲	志幸明紀郎	第23民事部	総	館渡河三	内邊合上	比和芳乃理	志義光子
第8民事部	総	三岡作川知大	角野原淵野畑	比典れい健道	呂章子司明広	第16民事部	総	岩齊森園榎糸	井藤岡部本井	伸礼直光淳	晃頭子子宏一	第24民事部	総	増小鈴遠清日貝	田海木藤水暮阿彌	隆東克直	稔則博路久子亮
第9民事部	総	小河鈴佐廣塩	出村木木瀬谷	邦和健真	夫浩典二孝絵	第17民事部	総	吉橋林田石	田本中田	英俊一憲	徹史之隆一						



刑 事 部															
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官				
第1刑事部	総	島水丹櫻	田野羽井	一徳徳子 将芳真理	第5刑事部	総	伊島江伊	藤戸見藤	雅健ゆう 人純一子	第9刑事部	総(兼) (兼) (兼) (兼)	近足横三江	藤立山上口	宏泰孝和	子勉造浩伸
第2刑事部	総 (兼)	大青寺仁岡白	善沼澤藤田石	文由太史 真佳龍篤	第6刑事部	総	石杉西梶	井山野山	俊正牧太	第10刑事部	総	細野佐駒高	田口藤田橋	啓佳卓秀正	介子生和幸
第3刑事部	総	安楡渡下	東井美山	章夫子司 英紀洋	第7刑事部	総(兼) (兼) (兼) (兼)	近足横三江	藤立山上口	宏泰孝和	子勉造浩伸	第11刑事部	総	三菱結河	浦田城畑	透信行勇 泰剛
第4刑事部	総	大任安佐有	野介藤脇賀	則哉郎紀博 勝辰祥有貞	第8刑事部	総	近足横三江	藤立山上口	宏泰孝和	子勉造浩伸	第12刑事部	総	田水室白市	村上橋石原	喜周仁史都 政雅篤志

特別部		
第1特別部 (海難事件)	第3特別部 (独占禁止等関係事件)	第4特別部 (分限,内乱,国民審査,弁護士法事件等)
<p>総</p> <p>慎志晃幸 頭子明紀子宏郎一 寸 也 伸義 礼貴 直光哲淳 村井村藤岡藤多 部本芳井 中岩三齋森武餘園榎元糸</p>	<p>総</p> <p>慎讓史郎之子成二彦徹志義保司子行也憲健行之子幸光恭悟樹子司広一隆史子崇毅秀明純宏一地逸紀士子 英一雅和知裕昭 比和 宏英忠克 弘俊順美秀芳 聖直恭 忠泰一裕乃 尚芳 朋憲大卓道敦 未 村橋本鷹野尾多閑竹田内邊海林 林田家 井平吉 木田中合村井賀輪城山野中木上嶋屋原井野島田岡川野山又 中高橋大菅矢本古大吉館渡東小前菅原浅中本林鈴武田河中藤有三山岡神田青三下土家石押中石吉小都遠勝</p>	<p>総</p> <p>慎敏三康次一達章人夫子之一久児郎彦子礼徳宏大徳之一文哉介子司子 正信 勇 宏 直英啓雅孝尚拓純克美 将和 芳英晋久正浩美洋真 村上原木 部田堀東浦井戸山中木木田川原野口藤羽野 田中嵐 十 辺山井 中村志鹿渡島内安影楡瀬中田鈴鈴吉湯田篠水山齋丹清頼澤田五渡下櫻</p>
<p>第2特別部 (人身保護事件)</p>		<p>第5特別部 (逃亡犯罪人引渡法による事件)</p>
<p>総</p> <p>慎浩呂章聡子香司明一広明 比典 れい 理健 健道英 村井角野原 淵野元畑司 中石三岡塚作西川知秋大郡</p>		<p>総</p> <p>慎子人勉造純浩一子伸 宏雅 泰 孝健ゆう和 村藤藤立山戸上見藤口 中近伊足横島三江伊江</p>

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)

## 夏期休廷部日割表 (令和5年度)

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民 事 部	第1民事部	第2民事部	第2民事部	第1民事部
	第20民事部	第4民事部	第4民事部	第20民事部
	第7民事部	第5民事部	第5民事部	第7民事部
	第9民事部	第8民事部	第8民事部	第9民事部
	第10民事部	第11民事部	第11民事部	第10民事部
	第14民事部	第12民事部	第12民事部	第14民事部
	第16民事部	第15民事部	第15民事部	第16民事部
	第19民事部	第17民事部	第17民事部	第19民事部
	第22民事部	第21民事部	第21民事部	第22民事部
	第24民事部	第23民事部	第23民事部	第24民事部
刑 事 部	第2刑事部	第12刑事部	第1刑事部	第5刑事部
	第3刑事部	第6刑事部	第4刑事部	第10刑事部
	第5刑事部	第1刑事部	第6刑事部	第3刑事部
	第10刑事部	第4刑事部	第8刑事部	第11刑事部
	第11刑事部	第8刑事部	第12刑事部	第2刑事部

## 開廷日割表 (令和5年度)

	部	開廷日	法廷
民事部	第1民事部	月・水・金	民事822号
	第2民事部	火・木・金	民事822号
	第4民事部	火・木・金	民事817号
	第5民事部	月・水・金	民事511号
	第7民事部	火・木・金	民事511号
	第8民事部	火・木・金	民事809号
	第9民事部	月・水・金	民事809号
	第10民事部	火・木・金	民事825号
	第11民事部	月・水・金	民事825号
	第12民事部	月・水・金	民事824号
	第14民事部	火・木・金	民事824号
	第15民事部	月・水・金	民事808号
	第16民事部	火・木・金	民事808号
	第17民事部	月・水・金	民事812号
	第19民事部	火・木・金	民事812号
	第20民事部	月・水・金	民事817号
	第21民事部	火・木・金	民事424号
	第22民事部	月・水・金	民事424号
	第23民事部	月・水・金	民事717号
	第24民事部	火・木・金	民事717号

	部	開廷日	法廷	
刑事部	第1刑事部	月・水・金	刑事720号	
	第2刑事部	月・火・木	刑事720号	
	第3刑事部	月・水・金	刑事410号	
	第4刑事部	月・火・木	刑事506号	
	第5刑事部	月・水・金	刑事506号	
	第6刑事部	月・火・木	刑事410号	
	第8刑事部	月・水・金	刑事805号	
	第10刑事部	月・火・木	刑事805号	
	第11刑事部	月・水・金	刑事622号	
	第12刑事部	月・火・木	刑事622号	
	特別部	第1特別部	随時	
		第2特別部	随時	
第3特別部		随時		
第4特別部		随時		
第5特別部		随時		

令和5年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

## 新 旧 対 照 表

(現 行)	(改 正 案)
第1章 裁判官の配置	第1章 裁判官の配置
1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。	1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。	2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
第2章 裁判事務の代理順序	第2章 裁判事務の代理順序
1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。	1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官(裁判長を除く。)が、これを代理する。	2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官(裁判長を除く。)が、これを代理する。
3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。	3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。
4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。	4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。
第3章 裁判事務の分担	第3章 裁判事務の分担
第1節 民事部及び知的財産高等裁判所	第1節 民事部及び知的財産高等裁判所
1 民事部	1 民事部
第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、 <u>第8民事部、第9民事部、第10民事部及び第11民事部</u> が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。	第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、 <u>第10民事部、第11民事部、第12民事部及び第14民事部</u> が、(10)から(15)までの事件は、第10民事部が分担する。
(1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)	(1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
(2) 選挙に関する訴訟事件	(2) 選挙に関する訴訟事件
(3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件	(3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

<p>(4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件</p> <p>(5) 差戻事件及び再審事件</p> <p>(6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件</p> <p>(7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件</p> <p>(8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件</p> <p>(9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件</p> <p>(10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件</p> <p>(11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件</p> <p>(12) 電波法第97条の事件</p> <p>(13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件</p> <p>(14) 最高裁判所にした特別上告提起事件</p> <p>(15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件</p> <p>(16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件</p>	<p>(4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件</p> <p>(5) 差戻事件及び再審事件</p> <p>(6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件</p> <p>(7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件</p> <p>(8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件</p> <p>(9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件</p> <p>(10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件</p> <p>(11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件</p> <p>(12) 電波法第97条の事件</p> <p>(13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件</p> <p>(14) 最高裁判所にした特別上告提起事件</p> <p>(15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件</p> <p>(16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件</p>
<p>2 知的財産高等裁判所</p>	<p>2 知的財産高等裁判所</p>
<p>知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。</p>	<p>知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。</p>
<p>(1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件</p> <p>(2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）</p> <p>(3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）</p> <p>(4) 設置法第2条第4号所定の事件</p> <p>(5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）</p> <p>(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）</p>	<p>(1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件</p> <p>(2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）</p> <p>(3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）</p> <p>(4) 設置法第2条第4号所定の事件</p> <p>(5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）</p> <p>(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）</p>
<p>第2節 刑事部</p>	<p>第2節 刑事部</p>

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

### 第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部  
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部  
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
  - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
  - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
  - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
  - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
  - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
  - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
  - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
  - (1) 裁判所法第16条第4号の事件

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

### 第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部  
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部  
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
  - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
  - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
  - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
  - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
  - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
  - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
  - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
  - (1) 裁判所法第16条第4号の事件

- (2) 裁判官分限法第 3 条の事件
  - (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第 1 2 7 条の事件
  - (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第 3 6 条又は第 3 8 条の事件
  - (5) 弁護士法第 1 6 条又は第 6 1 条の事件
  - (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 6 0 条の事件
- 5 第 5 特別部
- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
  - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
  - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
  - (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
  - (5) 第 2 節 1 から 4 までに掲げる事件に当たらない刑事事件
- 6 第 1 特別部から第 5 特別部まで  
各特別部における次に掲げる事件
- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
  - (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
  - (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第 4 2 8 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
  - (4) 刑事に関する差戻事件
  - (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

#### 第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

##### 1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが 7 0 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、7 0 センチメートルを超え 1 4 0 センチメートル以下のものと 1 4 0 センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件

- (2) 裁判官分限法第 3 条の事件
  - (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第 1 2 7 条の事件
  - (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第 3 6 条又は第 3 8 条の事件
  - (5) 弁護士法第 1 6 条又は第 6 1 条の事件
  - (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 6 0 条の事件
- 5 第 5 特別部
- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
  - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
  - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
  - (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
  - (5) 第 2 節 1 から 4 までに掲げる事件に当たらない刑事事件
- 6 第 1 特別部から第 5 特別部まで  
各特別部における次に掲げる事件
- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
  - (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
  - (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第 4 2 8 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
  - (4) 刑事に関する差戻事件
  - (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

#### 第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

##### 1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが 7 0 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、7 0 センチメートルを超え 1 4 0 センチメートル以下のものと 1 4 0 センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件



- (家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。)で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるもの((3)の事件を除く。)については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- ア 民事の控訴事件
  - イ 民事の抗告事件
  - ウ 行政の控訴事件
  - エ 行政の抗告事件
  - オ 選挙に関する訴訟事件
  - カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件
- (2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第8民事部、第9民事部、第10民事部及び第11民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第8民事部、第9民事部、第10民事部及び第11民事部に、受理の順点により、分配する。
- イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判(審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。)が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。
- ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。
- エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。
- (3) 抗告事件((2)の事件を除く。)で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- (家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。)で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるもの((3)の事件を除く。)については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- ア 民事の控訴事件
  - イ 民事の抗告事件
  - ウ 行政の控訴事件
  - エ 行政の抗告事件
  - オ 選挙に関する訴訟事件
  - カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件
- (2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第10民事部、第11民事部、第12民事部及び第14民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第10民事部、第11民事部、第12民事部及び第14民事部に、受理の順点により、分配する。
- イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判(審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。)が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。
- ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。
- エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。
- (3) 抗告事件((2)の事件を除く。)で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わ

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

## 2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。)は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部(夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。)に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件(法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。)は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日(執務時間外を含む。)に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件(関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りで

いで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

## 2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。)は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部(夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。)に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件(法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。)は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日(執務時間外を含む。)に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件(関税法違反事件を

- ない。)は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。
- (7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。
- ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。
- イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。
- 3 除斥又は忌避の申立て等
- 除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部及び刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。
- 4 差戻事件
- (1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。
- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。
- 5 再審事件等
- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。
- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って

- 除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。)は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。
- (7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。
- ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。
- イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。
- 3 除斥又は忌避の申立て等
- 除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部及び刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。
- 4 差戻事件
- (1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。
- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。
- 5 再審事件等
- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。
- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代

- 相当である部に分配する。
- 6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

## 第5章 開廷日割 (略)

- 表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。
- 6(1) 第10民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。
- (2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。
- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。
- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。
- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

## 第 6 章 行政事務の代理順序 (略)

## 附 則

- 1 この定めは、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 この定め第 4 章 2 の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに 4 の規定にかかわらず、当分の間、第 7 刑事部及び第 9 刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第 7 刑事部及び第 9 刑事部がこの定め第 4 章 3、10、11 及び 12 に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第 4 章 5 の(1)の規定にかかわらず、第 7 刑事部及び第 9 刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第 7 刑事部及び第 9 刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同 2 箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを 1 件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。
- 5 この定め第 4 章 1(1)における第 4 章 1 2 の規定は、改正前の規定により、訴訟事件で原審記録が 9 冊を超え 19 冊以下のものとして分配した事件は、原審記録の厚さが 70 センチメートルを超え 140 センチメートル以下のものとして分配したものと、原審記録が 19 冊を超えるものとして分配した事件は、原審記録の厚さが 140 センチメートルを超えるものと、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が 5 冊を超えるものとして分配した事件は、原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるものとして分配したものと、第 4 章 1(2)アただし書における第 4 章 1 2 の規定は、改正前の規定により、原審記録が 5 冊を超えるものとして分配した事件は、原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるものとして分配したものとそれぞれみなす。

別表 1 から 3 まで (略)

## 第 5 章 開廷日割 (略)

## 第 6 章 行政事務の代理順序 (略)

## 附 則

- 1 この定めは、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この定め第 4 章 2 の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに 4 の規定にかかわらず、当分の間、第 7 刑事部及び第 9 刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第 7 刑事部及び第 9 刑事部がこの定め第 4 章 3、10、11 及び 12 に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第 4 章 5 の(1)の規定にかかわらず、第 7 刑事部及び第 9 刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第 7 刑事部及び第 9 刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同 2 箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを 1 件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。
- 5 削除

別表 1 から 3 まで (略)

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 1 0 民事部 高橋 譲 部総括判事

第 2 順位 第 8 刑事部 近藤 宏子 部総括判事

(1 月から 6 月まで。7 月から 1 2 月は第 1 順位と第 2 順位が逆となる。)

第 3 順位 第 1 5 民事部 中村 也寸志 部総括判事

第 4 順位 第 2 0 民事部 村上 正敏 部総括判事

第 5 順位 第 1 4 民事部 石井 浩 部総括判事

第 6 順位 第 1 6 民事部 岩井 伸晃 部総括判事

第 7 順位 第 2 刑事部 大善 文男 部総括判事

第 8 順位 第 1 1 刑事部 三浦 透 部総括判事

第 9 順位 第 4 刑事部 大野 勝則 部総括判事

第 10 順位 第 1 0 刑事部 細田 啓介 部総括判事